

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年四月二十八日法律第三十二号）（抄）……………1

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年四月二十八日法律第三十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

